

平成 2 9 年度三木町農業委員会
9 月 定例会議事録

香川県木田郡三木町農業委員会

平成 29 年度三木町農業委員会
9 月定例会議事録

(会 期) 1 日間
(開催年月日) 平成 29 年 9 月 20 日
(会議時間) 13 : 30 ~ 14 : 40
(開催場所) 三木町農村環境改善センター農事研修室
(議 題) 別紙のとおり

出席委員数 15 名

1 番	渡辺 正春	11 番	井戸 俊博
2 番	佐竹 一夫	12 番	藤澤 勇一
3 番	藤本 義伸	13 番	中川 詰郎
4 番	香西 俊之 (欠席)	14 番	谷井 正隆
5 番	新地 照男	15 番	鎌倉 博之 (欠席)
6 番	溝渕 廣明 (欠席)	16 番	小松 洋子
7 番	松田 隆雄 (欠席)	17 番	鎌倉 守
8 番	香川 県	18 番	高尾 壽一(会長職務代理)
9 番	入倉 修一	19 番	脇 博文(会長)
10 番	多田 孝夫		

(事 務 局)

1. 山地修事務局長
2. 石井健一課長補佐
3. 小倉恵理副主幹
4. 安元哲平係長
5. 稲田貴之主任主事
6. 蔵野宗一郎主査

(別紙)

(1) 議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明願について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について

報告第1号 使用貸借返還通知について

(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

(3) 土地改良事業の非農用地区域の設定について

(4) その他

事務局

それでは、9月の三木町農業委員会定例会を開催いたします。今月の定例会はご案内申し上げた通り、農地法関係議案等10件と農用地利用集積計画及び農地中間管理機構の農用地利用配分計画についてそれぞれご審議をお願いします。その後に会長より香川県農業会議常設審議委員会議審議状況報告をお願いいたします。本日の出席委員は19名中15名で、定足数に達していますので定例会は成立しています。欠席は、香西委員、松田委員、鎌倉博之委員、溝渕委員です。定例会議事録署名委員につきましては、渡辺委員と新地委員をお願いいたします。それでは協会長よろしく申し上げます。

会長

ただいまより定例会を開会いたします。今月は議案案件が6件と報告案件が1件です。あと、香川県農業会議常設審議委員会審議報告についてです。皆様の慎重審議をよろしく申し上げます。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について

番号1 申請地：井上字馬場 1筆 1,077㎡

地目：畑1筆

譲受理由：公売による取得

権利：所有権移転公売

番号1について、先月買受適格証明をだした案件で、譲受人が取得する権利を得ましたので、3条申請をされたものです。

会長

ありがとうございました。それでは地元委員さんからの説明をお願いします。

5番委員

番号1については、特に問題はありません。

会長

ありがとうございました。各委員さんから何か質問がありましたらお願いします。

18番委員

場所はどこになりますか。

5番委員

奥郷屋敷があった場所の東側になります。

18番委員

わかりました。

会長

他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、議案第3号、農地法第5条による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について

番号1 申請地：平木字荒木 3筆 112㎡
地目：田3筆
現況：宅地3筆
目的：宅地拡張
併用地：宅地 721㎡
造成時期：昭和45年頃から

番号2 申請地：平木字荒木 1筆 363㎡
地目：田1筆
現況：宅地1筆
目的：既存住宅平屋建 1棟 87.69㎡
車庫平屋建 1棟 49.87㎡
造成時期：昭和40年頃から

番号3 申請地：井上字東山田 1筆 248㎡
地目：田1筆
現況：宅地1筆
目的：宅地拡張

併用地：宅地 926.33㎡

造成時期：昭和40年頃から

番号4 申請地：鹿庭字出作 2筆 548㎡

地目：田2筆

現況：宅地2筆

目的：既存住宅2階建 1棟 123.55㎡

既存納屋平屋建 1棟 92.95㎡

既存納屋2階建 1棟 53.28㎡

造成時期：昭和25年頃から

番号5 申請地：田中字天枝 2筆 94.33㎡

地目：田2筆

現況：宅地2筆

目的：宅地拡張

併用地：宅地 911.66㎡

造成時期：平成11年頃から

番号1について説明します。

番号1は、無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号2について説明します。

番号2は、無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号3について説明します。

番号3は、無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号4について説明します。

番号4は、無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号5について説明します。

番号5は、無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について

番号1 申請地：井上字馬場 1筆 1,329㎡
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：新築住宅2階建 1棟 106.48㎡
権利の種類：使用貸借権設定

番号2 申請地：田中字高原 1筆 250㎡
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：資材置場
権利の種類：使用貸借権設定

番号3 申請地：氷上字西ツフロ木 2筆 109㎡
地目：田1筆、畑1筆
現況：畑2筆
目的：駐車場
権利の種類：所有権移転売買

番号1について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号2について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。なお、こちらにつきましては、一時転用の申請となります。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号3について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可見込みがあること、他候補地と比較した上での代替性を満たすこと、資金に関しましては、支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

会長

ありがとうございました。それでは現地調査を行っていますので、担当委員さんからご報告お願いいたします。

3番委員

それでは、現地調査の報告を行います。9月分の農地法関連の申請について去る、平成29年9月15日(金)の午前9時から4条申請5件、5条申請3件につきまして、協会長、高尾職務代理者、香西委員、藤本委員(当番委員)、事務局3名の合計7名にて現地調査を実施いたしました。現場で

は、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題となったのは、4条申請、番号1ら5です。こちらにつきましては、すでに造成が行われておりましたが、始末書が添付されておりました。その他の件につきましては特に問題ありませんでした。以上で現地調査の報告を終わります。

会長

ありがとうございました。地元委員からの説明をお願いします。

9番委員

4条申請番号1、番号2につきましては、先月の定例会において5条申請を行っており、その際発覚しました無断転用の是正をするものです。なお、申請者からは、許可を得ず宅地造成したことを深く反省するとともに、今後はこのようなことが生じないよう十分に注意するとの、始末書が添付されております。

18番委員

4条申請番号3について、家の敷地の一部が無断転用していたということで、東山産業の南になります。建物自体を売り渡すため、登記確認したところ、地目が農地であることが発覚し、是正するものです。なお、造成は申請の親が行ったものです。

会長

4条申請番号4について、神山地区に宗教団体の施設がありますが、その北になります。子どもの家を建てようと思い調べたところ、地目が農地であることが発覚し、是正するものです。

事務局

4条申請番号5については、地元委員が欠席のため、事務局より説明します。

申請地は、すでに造成されており、申請地の東側にある農道を拡幅する形で、家への進入路として利用されています。平成11年に、母屋の建て替えの際、工事車両等の出入りのため、既存の農道が狭かったため、自己所有農地を無断で造成し、進入路と使用し、現在に至ったものです。始末書も添付され、特に問題もないと思われるため、許可相当と判断されます。

18番委員

5条申請番号1について、親子間における使用貸借権の設定になります。父親の家の西側に、今回家を建てるという申請です。特に問題はありません。

事務局

5条申請番号2については、地元委員が欠席のため、事務局より説明します。

こちらにつきましては、一時転用の申請になります。県道三木綾川線の修繕工事に係る転用申請です。申請から工事着工まで日がなかったこともあり、着工が平成29年8月17日となっています。申請書類は提出されていましたが、審査に時間を要するため、事前着工しています。なお、すでに工事も終わっており、現場も農地に復旧されております。

3番委員

5条申請番号3について、申請地の右隣に譲受人のイベントハウスがあり、その建物下を17台分の駐車場として利用しています。しかし、社員や役員併せて27名程度おりまして、駐車場が手狭ということで、今回の申請に至ったものです。

会長

どうもありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致です。続きまして、議案第4号、非農地証明願について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第4号、非農地証明願について

番号1 申請地：井上 842㎡

地 目：田

目 的：原野

番号1について、説明します。

番号1は、申請人が平成17年に相続しており、相続当時には、すでに、雑木が生い茂り原野になっていたということです。急斜面にあり、耕作も不便なため、相続後も管理等行われていない状態でした。今回の申請に至りました。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

18番委員

周囲の地目はどうなっていますか。

事務局

南側が水路を挟んで山林、北側が畑、左右が田となっています。

18番委員

現地確認の結果、原野の状態であったわけですか。

事務局

はい。

会長

他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第4号非農地証明願について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号、農用地利用集積計画について、

(農用地利用集積計画について朗読)

今月の新規利用権設定が17件、再設定が4件で合計21件になります。総設定面積は92,953㎡となっています。どの案件につきましても、農業経営基盤促進法第18条第3項及び町農業経営基盤強化促進基本構想の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について報告します。

(農用地利用配分計画について朗読)

今月は15件で、総設定面積74,185㎡となっています。どの案件につきましても、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしていると考えます。以上になります。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

3番委員

議案6号の番号3から14ですが、ほ場整備に取掛ったらどうなりますか。換地処分をすると面積等が変更されると思いますが、どうなんですか。工事期間はどうなりますか。

事務局

工事までの間は使用貸借権の設定をし、換地処分後に、変更後の面積等で貸借権の設定をするようになっています。また、工事期間中につきましては、おそらく一旦農地機構へ戻して、換地処分後に契約をやり直すのではないかと考えています。

会長

他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第5号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第6号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、報告案件、報告第1号、使用貸借返還通知

について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号、使用貸借返還通知について

番号1 申請地：平木 5, 521 m²
地目：田5筆、畑1筆
解約日：平成29年9月6日
解約理由：借り手の変更

番号2 申請地：氷上 6, 160 m²
地目：田14筆、畑2筆
解約日：平成29年8月31日
解約理由：農業廃止

番号3 申請地：田中 94.33 m²
地目：田2筆
解約日：平成29年8月17日
解約理由：転用のため

番号1について、借り手の変更で、農地機構を利用するものです。

番号2について、借り手の農業廃止で、今後は農地機構の利用を考えています。

番号3について、転用のため解約します。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。それでは、香川県農業会議常設審議委員会審議報告について報告します。

(資料読み上げ)

何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、終わります。続きまして、土地改良事業の非農用地区域の設定について、事

務局より説明をお願いします。

事務局

土地改良事業の非農用地区域の設定について説明します。

非農用地区域の設定については、昭和49年農林省構造改善局長通知により、非農用地区域の設定を伴う土地改良事業を行う場合における農地法等関連制度との調整について、定められており、農業委員会で協議を行うことになっています。

(農地耕作条件改善事業 鍋淵地区についての概要、協議案件 資料読み上げ)

非農用地区域の設定をしようとする土地につきましては、すでに既存の施設が建っており、区画整形により、区画が変更されるため、施設が建っている土地について非農用地設定するものです。

会長

ありがとうございました。各委員さんから何か質問はありませんか。

12番委員

現状農地になっているものは、整備後農地転用は必要になりますか。

事務局

換地処分後も地目は農地のままになりますので、宅地へと地目変更が必要となります。

会長

他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、これで定例会を終了いたします。ありがとうございます。

以上、この議事録が正確であることを証するため、会長及び議事録署名委員は、ここに署名する。

平成29年 月 日

会長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____